

山形県 被災建築物

第19号

平成29年5月19日

応急危険度判定

〇Q通信

目次

◎地震コーナー	熊本地震における支援について	熊本県土木部建築住宅局建築課・・・1
○情報コーナー	業務マニュアルの改訂作業の状況	全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局・・・3
◎解説コーナー	熊本地震における民間判定士への助成制度	全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局・・・4
○訓練コーナー	平成28年度全国連絡訓練の実施について	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課・・・5
○山形県被災建築物応急危険度判定士のみなさまへ		山形県県土整備部建築住宅課・・・6

地震コーナー

◎熊本地震における支援について

熊本県土木部建築住宅局建築課課長補佐 今福裕一

はじめに

平成28年熊本地震においては、被災建築物応急危険度判定をはじめ被災宅地危険度判定活動など、都道府県、市町村の職員の方々をはじめ民間判定士など多くの方々の参加をいただいたことで、無事判定活動を終了することができ、誠に感謝しております。

また、国土交通省をはじめ日本建築防災協会や建築関係団体の皆様に、判定活動を支援いただいたことで、円滑に活動を実施することができました。改めて御礼申し上げます。

ております。このような被害状況下で、被災建築物応急危険度判定活動を実施したことから、活動規模も大きく、また、活動期間も延長せざるを得ないなど当初の想定を超える活動となりました。

【被災建築物応急危険度判定活動 概要】

- ①判定期間：平成28年4月15日～6月4日
- ②判定実施市町村：18市町村
- ③判定士数：延べ6,819人
(行政5,254人 民間1,565人)
- ④判定実施件数：57,570件

応急危険度判定活動概要

平成28年熊本地震においては、観測史上初めて震度7を2回観測し、県内全域での住宅被害は全壊8,334棟、半壊31,778棟、一部損壊135,234棟 計175,346棟(平成28年11月22日現在)に及ぶなど甚大な被害が発生し

市町村名	判定件数	調査済	要注意	危険
熊本市	30,487	14,126	10,514	5,847
菊池市	593	196	197	200
宇土市	1,265	506	531	228
宇城市	2,099	1,006	606	487
阿蘇市	1,725	863	519	343
下益城郡 美里町	294	50	201	43
菊池郡 大津町	891	181	321	389
菊池郡 菊陽町	152	38	67	47
阿蘇郡 南小国町	219	153	50	16
阿蘇郡 高森町	26	22	3	1
阿蘇郡 南阿蘇村	2,128	550	564	1,014
阿蘇郡 西原村	2,703	610	725	1,368
上益城郡 御船町	1,426	311	480	635
上益城郡 嘉島町	2,115	731	682	702
上益城郡 益城町	9,769	3,006	2,957	3,806
上益城郡 甲佐町	1,543	465	545	533
上益城郡 山都町	65	12	33	20
八代郡 氷川町	70	7	34	29
合計	57,570	22,833	19,029	15,708

【表：市町村別応急危険度判定件数】

応急危険度判定活動実施にあたって

①広域支援本部との連携について

広域支援本部である福岡県からは、地震直後から連絡をいただき、広域的な支援の必要性について積極的な提案をいただきました。しかし、甚大な被害を受けた益城町、西原村、南阿蘇村などの被害状況を把握する時間を要したことなどから、判定後期に大幅な支援依頼を行うこととなりました。

②カウンターパート方式及び災害時の応援協定に基づく職員派遣について

九州知事会の提案で、被災市町村に対し、九州各県職員がカウンターパート方式で、初期対応に当たっていただきました。中でも南阿蘇村に入っていた大分県、宇土市を支援いただいた長崎県と沖縄県の職員の方々におかれては、実施本部として被害確認などの確に行っていたおかげで、支援本部としての支援活動がスムーズに行うことができました。このような体制を日頃から築いておくことは有効だと感じました。

また、本県と静岡県は災害時の相互応援等に関する協定を結んでいたことから、最初の段階から応急危険度判定活動等に参加していただき、判定体制を確保するうえで、大変ありがたいものでした。

③判定活動拠点施設について

支援本部は県庁舎内（建築課）に設置し、判定拠点施設を庁舎内の大会議室を活用する計画としていましたが、庁舎の大会議室も避難所として活用せざるを得ない状況であったため、庁内に多数の判定士を受け入れることができず、判定活動の拠点を庁外に設置せざるを得ませんでした。

また、広い空間を有する体育館等の施設はほとんどが避難所となっていたが、たまたま避難所として使われていなかった県立盲学校の体育館を利用することができたおかげで、最

初に判定活動にあたった益城町への移動は、比較的スムーズに行うことができたと考えています。

日付	判定士数 合計	県内			県外		
		行政		民間	行政		民間
		県職員	市職員		九州内	九州外	
4/15	27	12	15	0	0	0	
4/16	13	0	13	0	0	0	
4/17	67	9	11	17	20	10	
4/18	74	5	20	9	30	10	
4/19	79	8	17	18	26	10	
4/20	154	6	18	26	22	82	
4/21	30	0	16	0	12	2	
4/22	234	8	17	28	95	86	
4/23	520	8	2	26	75	401	
4/24	527	7	2	17	73	405	
4/25	523	3	0	17	73	405	
4/26	797	5	10	25	91	597	
4/27	819	7	6	19	106	597	
4/28	825	5	3	16	103	607	
4/29	466	4	10	30	113	46	
4/30	401	5	12	23	75	46	
5/1	260	5	14	9	34	42	
5/2	81	2	13	11	29	21	
5/3	121	5	21	5	58	0	
5/4	134	5	11	21	53	0	
5/5	127	5	14	16	53	0	
5/6	19	2	8	2	2	0	
5/7	40	3	10	27	0	0	
5/8	33	4	13	16	0	0	
5/9	25	2	11	9	0	0	
5/10	17	2	7	5	0	0	
5/11	8	0	8	0	0	0	
5/12	14	2	6	6	0	0	
5/13	15	2	10	3	0	0	
5/14	37	5	13	17	0	0	
5/15	10	0	8	0	0	0	
5/16	8	0	8	0	0	0	
5/17	19	3	8	8	0	0	
5/18	17	0	8	9	0	0	
5/19	17	3	8	6	0	0	
5/20	16	0	10	6	0	0	
5/21	18	0	12	6	0	0	
5/22	26	0	18	8	0	0	
5/23	16	0	10	6	0	0	
5/24	21	3	10	8	0	0	
5/25	8	0	8	0	0	0	
5/26	12	0	12	0	0	0	
5/27	8	0	8	0	0	0	
5/28	30	0	30	0	0	0	
5/29	26	0	26	0	0	0	
5/30	12	0	12	0	0	0	
5/31	11	2	9	0	0	0	
6/1	6	0	6	0	0	0	
6/2	11	0	11	0	0	0	
6/3	12	0	12	0	0	0	
6/4	28	0	28	0	0	0	
合計	6,819	147	593	475	1,143	3,371	

【表：応急危険度判定士参加数】



【写真：応急危険度判定拠点施設（県立盲学校体育館）】

④宿泊場所について

判定活動拠点施設の隣接地にある県立高校のセミナーハウス、被災地に近い県立少年自然の家2カ所、その他市民体育館など利用することができましたが、医療関係者、各種ボ

ランティア団体により、被災地近隣の宿泊施設が早い段階から押さえられていたため、セミナーハウス以外は体育館等を確保するのが精いっぱいでした。また、当初は、寝袋等の寝具の持参をお願いしていましたが、途中から熊本市から毛布を提供いただいたことで、就寝環境の改善につながりました。

⑤判定活動の移動手段について

熊本市以外は、公共交通機関での移動が難しかったことから、判定士各自の車（レンタカー等）で移動してもらうこととしました。

また、熊本市の場合、大量の判定士の移動が必要だったため、貸切バスを活用されていたが、決まった範囲に大量の判定士に乗り込んでもらう場合、非常に有効だったと感じました。



【写真：応急危険度判定活動（益城町）】

⑥民間判定士の活動費用支援について

4月23日より、日本建築防災協会から民間判定士の旅費等の支援を開始していただいたことで、民間判定士の判定活

動が行いやすくなりました。今後は、被災当初から同様の制度を活用できれば、民間判定士の参加の呼びかけやすくなると思われます。

⑦被災宅地危険度判定について

熊本地震では、建築物だけに限らず宅地被害が広域的に発生していたことから、全国から支援をいただき被災宅地危険度判定を実施することができました。

【被災宅地危険度判定活動 概要】

①判定期間：平成28年4月17日～10月19日

②判定実施市町村：12市町

③判定士数：延べ2,971人

④判定実施件数：20,019件

※ H28年11月末現在、熊本市において、住民の要望があった場合に判定を行っています。

【平成28年10月19日現在】

調査対象 (市町村)	判定士数	調査件数(累計)			その他 (判定不能等)	
		危険(赤)	要注意(黄)	調査済(青)		
熊本市	952	5,475	498	1,095	3,859	23
その他市町村	2,019	14,544	2,260	3,281	8,791	212
合計	2,971	20,019	2,758	4,376	12,650	235

※調査件数には簡易調査によるものを含む。

【表：熊本地震被災宅地危険度判定調査件数】

最後に

熊本地震から半年は過ぎましたが、本格的な復興はこれからです。これまで全国の皆様方に支援いただいたことを忘れることなく、これからの復旧復興に当たりますので、引き続き、アドバイス等をいただくと幸いです。

情報コーナー

○業務マニュアルの改訂作業の状況

今回の熊本地震における応急危険度判定の実施に伴い、様々な問題点や課題が浮かび上がりました。そのため、運用部会では、被災建築物応急危険度判定業務マニュアル等の内容を見直し、以下の内容について改訂することを検討しています。

(1)業務マニュアルの見直し

①前文（国交省）

被災後の応急危険度判定から住宅再建までの住まい確

全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局

保に関する全体像を記載する。

②震前マニュアル

実施計画（想定）、受入態勢の整備、判定、判定コーディネーターの養成、補償、PR、その他を骨子として、構成を見直す。

③実施本部業務マニュアル

- ・実施本部の立ち上げは、自動的に行うこととする。
- ・判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の

検討、決定、都道府県への支援要請などについて修正する。

④支援本部業務マニュアル

- ・支援本部の立ち上げルールについて整理する。
- ・支援実施計画の作成、支援実施計画の内容、支援本部による応援判定士等の派遣及び期間などについて修正する。

⑤広域支援本部業務マニュアル

- ・広域支援本部の立ち上げルールについて整理する。
- ・震前対策の内容などについて修正する。

⑥判定コーディネーター業務マニュアル

- ・判定コーディネーターの業務、判定実施準備、判定士の

受け入れ準備、判定士の受付、判定士機材等の配布などについて修正する。

- ・組織図（例）について修正する。
- ・判定コーディネーターを統括する上級コーディネーターを配置する。

⑦経費負担のガイドライン

行政職員等の費用負担についても記載する。

平成 28 年度中に運用部会にて原案作成をして、平成 29 年度総会に向けて作業を進めています。

解説コーナー

◎熊本地震における民間判定士への助成制度

全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局

1. 民間判定士の派遣について

全国の応急危険度判定士は、平成 28 年 3 月末で、104,884 名が登録されており、そのうち約 8 割を民間判定士が占めています。

民間判定士等の旅費及び食糧費については、「被災建築物応急危険度判定に係る経費負担のガイドライン」により被災団体が負担することとされています。これまでの応急危険度判定の実施を決定する時に、被災団体においての経費負担の面で民間判定士の派遣についての障害となっていました。

このたびの熊本県熊本地方を震源とする地震における応急危険度判定を迅速に円滑に行うためには、民間の応急危険度判定士の活動が必要となりました。その支援をするため、4 月 23 日より民間判定士の応急危険度判定に係る費用を国が支援することとなり、日本建築防災協会（以下、「本協会」という。）が民間判定士へ応急危険度判定活動の費用に対して、支給業務を行いました。

2. 民間判定士に対する支援内容について

民間判定士へ周知するため、本協会のホームページに平成 29 年 4 月 29 日から「民間の応急危険度判定士が行う応急危険度判定活動の費用等に対する支援の開始について」を掲載した。支援内容は、次のとおりです。

(1) 民間判定士の活動支援

①対象となる費用

- イ. 居住地と被災地方公共団体との間の交通費

- ロ. 判定業務用の移動費（バス及びタクシー代等、車のガソリン代も対象。タクシー代は上限 2,000 円/回）

- ハ. 宿泊費（実費、上限 15,000 円/泊）

- ニ. 弁当代（1 食につき 1,000 円、上限が 3,000 円/日）

②対象期間

平成 28 年 4 月 23 日（土）以降

③請求方法

都道府県が派遣した民間判定士が応急危険度判定活動の終了後、旅費等の費用について所定の様式による清算請求書を作成し、本協会に請求。本協会で内容を確認後、随時指定口座に振り込む。

④民間判定士の傷害補償等の保険料支援

民間判定士の傷害補償及び施設賠償に必要な保険料についても支援

(2) その他の応急危険度判定活動に対する支援

①対象となる費用

- イ. 判定士が判定業務のための移動に要するバス等の確保の費用

- ロ. 判定ステッカー、判定調査票等の資機材の確保の費用

②請求期限

平成 28 年 6 月 30 日（木）

3. 民間判定士に対する支援の結果について

民間判定士に対する支援制度の活用結果については、約 430 名の判定士に活用がありました。また、被災地での移

動手段の確保のため平成 28 年 4 月 23 日から 28 日の 6 日間大型バスを宿泊先から判定拠点までの移動について手配をしました。

応急危険度判定活動のための資機材の確保についてもこの支援制度で賄いました。この支援制度により円滑な応急危険度判定活動が実施され、大変有効でした。今後の震災に備え、継続的な支援体制が確立されることを期待しています。

4. 今後の課題

今回の民間判定士の派遣について都道府県が把握できない局面があったため、民間判定士の派遣については、都道府県から派遣することを明確にすべきだと思います。

訓練コーナー

○平成 28 年度全国連絡訓練の実施について

静岡県くらし・環境部 建築安全推進課

1 全国連絡訓練について

全国被災建築物応急危険度判定協議会では、地震発生後の速やかな判定活動の実施に向け、全国の連絡体制を強化する目的として、平成 11 年度より、毎年 1 回（防災の日である 9 月 1 日頃）全国連絡訓練を実施しています。

この連絡訓練は、都道府県や国土交通省（本省・地方整備局）、建築関係団体（日本建築防災協会・都市再生機構など）が参加し、広域支援が必要な規模の地震により、地元判定士だけでは対応できない場合に、必要な判定士等の支援要請を行い、それに対して全国から支援可能な判定士数等を回答するまでの要請・支援の手順を確認することを主な目的としております。

ックの中で、将来発生が想定される地震の中から適切なものを選んで、訓練での想定地震として採用することとしています。

表 1 連絡訓練における被災ブロック（輪番表）

訓練実施年度	被災ブロック
H27	北海道・東北ブロック
H28	10 都県（関東）ブロック
H29	中部圏ブロック
H30	近畿ブロック
H31	中国・四国ブロック
H32	九州ブロック

※平成 26 年度の訓練 WG にて輪番を決定

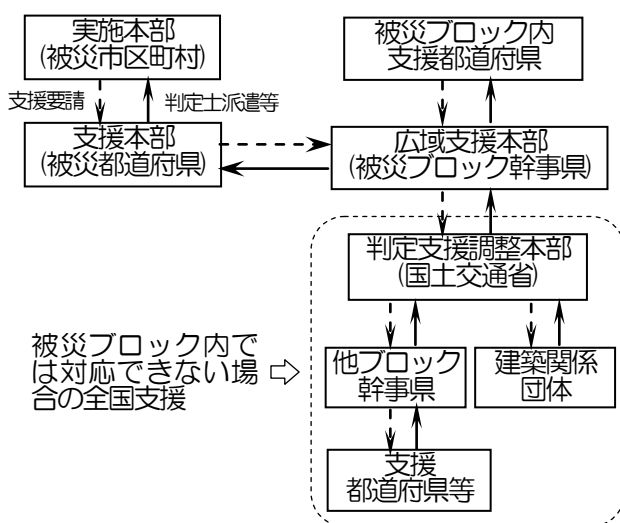


図 1 全国連絡体制（概要）

2 平成 28 年度の連絡訓練の実施

この訓練は、被災ブロックを輪番制としており、そのプロ

平成 28 年度の訓練（関東 10 都県ブロックが被災ブロック）では、都心南部直下地震（M=7.3）を想定地震とし、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県等の 4 都県を被災都県として、8 月 30 日（火）の 8:45～17:00 に連絡訓練を実施しました。

地震による被害棟数は被災 4 都県において、各自で作成している地震被害想定データを活用し、大破（全壊）及び中破（半壊）が想定される建築物数をもって判定対象建築物数とし、それを地震発生の日から 9 日間で判定（1 チームあたり 30 棟/日を判定）するものとして、1 日あたりに必要な判定士数を算出しました。

また、被災 4 都県の直近の登録判定士数に対して 10%（または 5%）の判定士が活動可能と仮定し、地元だけでは不足する判定士数を、広域支援要請することとしました。

表2 平成28年度連絡訓練における被害想定等

被災4都県	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
現況建築物数	約261万棟	約232万棟	約250万棟	約201万棟
判定対象建築物数	約45万棟	約28万棟	約23万棟	約5万棟
1日あたりの必要判定士数(人/日)	3,382	2,117	1,737	408
登録判定士数(人)	12,615	10,845	6,473	4,269
地元活動可能数(人)	1,262	1,085	648	213
広域支援要請数(人)	2,120	1,032	1,089	195

※1日あたりの必要判定士数＝判定対象建築物数÷9日間÷30棟/日×2人

※登録判定士数は平成28年3月末時点の登録数

※地元の活動可能な判定士数＝登録判定士数×10%（または5%）

※広域支援要請として、被災4都県はまず関東10都県ブロックのH28幹事県の長野県に要請

なお、支援要請等を行う時の連絡手段は、まずは衛星回線等を用いた電話により口頭で要請内容等を伝達し、その後、Eメールにより支援要請書等を送信して、相互に連絡を取り合いました。

訓練全体としては想定時間よりも若干遅れる場面もありましたが（そもそも無理に1日で収めているスケジュールなので当然ですが）、概ねシナリオどおりの訓練ができたと思います。

3 訓練実施後のアンケート結果

訓練後に実施したアンケート調査（協議会会員を対象）の結果では、主に以下の御意見がありました。

- ①支援要請書・回答書の様式と記入方法が分かりづらい
- ②ブロック幹事県はブロック内の支援県に電話をかけるだけでも時間がかかる。連絡手段は、メール（またはFAX）、電話の順位とすべきでは
- ③民間判定士への要請方法に改善の必要がある
- ④判定の進捗状況を全国で情報共有できるようにすべき（会員専用ホームページを開設する等）

上記の意見のうち、特に①については、熊本地震における判定活動においても同様の御意見があったことから、現在、訓練部会において、支援要請書・回答書の様式見直しの検討を始めているところです。

4 最後に

平成28年度は、4月に熊本地震（M=7.3、最大震度7）、10月には鳥取県中部地震（M=6.6、最大震度6弱）が発生し、それぞれの地震後には応急危険度判定が実施され、また、被災県外のから広域的な判定士等の支援も行われております。

毎年実施している連絡訓練を通じて、「個人」レベルだけでなく「組織」として、連絡体制の基礎をきちんと理解しておくことが、迅速かつ的確な判定（または支援）につながり、その結果、被災地における住民の命を守ることにつながるものと考えておりますので、今後とも訓練への御参加をお願いします。

山形県被災建築物応急危険度判定士のみなさまへ

被災建築物応急危険度判定士に登録されている方々に対し、改めて御礼申し上げます。

山形県では、平成28年度末日において1,092名の方々を応急危険度判定士に認定しております。認定期間が満了となる判定士の方々には、更新のお知らせを送付させていただきますので申請をお願いいたします。

さて、山形県では平成28年11月22日に被災建築物応急危険度判定の模擬訓練を実施いたしました。この訓練では用途廃止となる新庄市内の県営住宅（簡易耐火平屋）を使用して、被災状況を人為的に作成し、その建物において応急危険度判定士が判定調査を行いました。

訓練には行政判定士と民間判定士あわせて37名の参加があり、「有意義な訓練だった」「机上ではなく、実地による訓練で判定の流れを経験できて良かった」「今後も継続して多数の判定士に経験させるべき」などの意見が多数を占めました。

平成29年度も模擬訓練を予定しておりますので、御参加をお願いいたします。



【写真：応急危険度判定模擬訓練状況】
(新庄市内 旧県営住宅)

問い合わせ先：山形県県土整備部建築住宅課 建築物耐震化担当

TEL 023-630-2640 FAX 023-640-2639.

発行／全国被災建築物応急危険度判定協議会 ホームページアドレス <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq/>

※OQ 通信のバックナンバーは山形県HPから閲覧できます。 <http://www.pref.yamagata.jp/>

山形県ホーム＞組織で探す＞県土整備部＞建築住宅課(営繕室)＞建築物耐震化担当＞危険度判定について＞被災建築物応急危険度判定について